

4月1日から『東京都受動喫煙防止条例』・『改正健康増進法』が全面施行されます

日本では受動喫煙による年間死者数は推定約15,000人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患などさまざまな疾患と関連することが明らかとなっています。

4月1日から、東京都受動喫煙防止条例・改正健康増進法の全面施行により、決められた場所以外で、たばこは吸えなくなります。飲食店や喫煙設備のある施設などの入口には、その施設における喫煙可否の状況が分かる標識が掲示され、喫煙禁止場所での喫煙には罰則が設けられます。これを踏まえ、清瀬市においても法及び都条例に基づき受動喫煙対策を進めてまいります。



健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

【喫煙室と標識】 屋内でタバコを吸うことができるのは、以下の場所のみです。喫煙室のなかには、利用者・従業員を含め20歳未満は立ち入り禁止です。

◆喫煙専用室

喫煙のみ可能、飲食など不可



◆指定たばこ専用喫煙室

加熱式たばこに限り、飲食などをしながらの喫煙が可能



◆喫煙可能室(店)

従業員がいないなど、一定の基準を満たす飲食店の一部または全部。飲食などをしながらの喫煙が可能



◆喫煙目的室(店)

シガーバーなどたばこの対面販売を行う飲食店の一部または全部。飲食など(主食除く)をしながらの喫煙が可能



【事業者の方へ】 施設のなかに喫煙場所を作る場合は、法の定める基準を満たす必要があります。喫煙室を設置した場合は、施設の入口などに標識を掲示してください。飲食店の場合は禁煙のお店にも標識の掲示をお願いします。

※喫煙可能室を設置した飲食店は、多摩小平保健所に届出が必要です。

【受動喫煙防止対策に関する問合せ】 受動喫煙防止対策相談窓口 ☎0570-069690 (土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く午前9時～午後5時45分に受け付け。通話料のみ有料・相談料は無料)

※詳しくは東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」へ

東京都受動喫煙防止条例 [検索](#)

パブリックコメントを実施します

清瀬市特定空家等判定委員会条例(案)について

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、事故・火災・犯罪などの発生を防止するとともに、市民の良好な生活環境の確保を図り、安心して生活できる地域社会を実現するため、清瀬市特定空家等判定委員会を設置したいと考えています。委員会の設置にあたり「清瀬市特定空家等判定委員会条例(案)」を取りまとめましたので、事前に市民の皆さまから広くご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

☑市内在住・在勤・在学または市内に事業所を有する個人・法人

・その他の団体、この事案について直接的に利害が生じると認められる方 **【案の公表場所】** 新型コロナウイルスの影響により一部の公共施設が利用できないため、下記にて公表します。市ホームページ、松山・野塩出張所、下宿地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター、コミュニティプラザひまわり、行政資料コーナー(市役所本庁舎3階)、防災防犯課 **【提出方法・問合せ】** 4月1日～20日に住所・氏名・対象事案名を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、市ホームページ内にある専用フォームで防災防犯課防犯係 ☎042-492-2415 ☎042-497-1848へ

令和2年度新規事業!

はつらつ貯筋クラブ

清瀬市住民主体型通所サービスB・一般介護予防事業

いつまでも住み慣れた自宅で健幸に過ごすために、運動や仲間とのコミュニケーションをとって、ワイワイ楽しみましょう!

運動をメインとした一般介護予防事業です。講師の指導を受け、健幸を保つよう体操したり、コミュニケーションを図り、認知症予防に取り組んだりします。

☑通所B=市内在住で要支援1・2、事業対象者の方。一般介護予防事業=おおむね65歳以上の方。合計定員30人 ☎4月22日(水)～令和3年3月24日(水)の水曜日午前10時～

11時30分 ☎清瀬けやきホール 他 ☎1回200円 ☎地域包括ケア推進課地域包括支援センター ☎042-497-2082

※通所Bでの利用は事前申込みが必要です。担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。

※駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

※送迎はありません。



消費生活相談の現場から

これって消費生活相談?

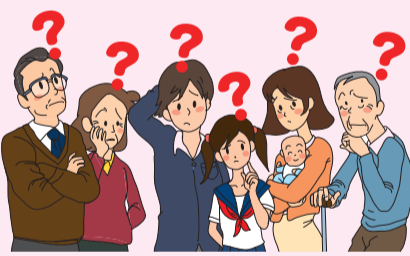
消費生活センターへお気軽にご相談を

消費生活センターには、市民の方から「どんな相談を受けてもらえるの?」という問い合わせがよくあります。

消費生活相談は主に消費者と事業者間のトラブルについて相談ができます。消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスする他、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉のお手伝いをします。

●具体的にはどんなことが相談できるの?

- ・インターネットで注文した商品が届かない、注文した覚えのない商品が届いた
- ・スマートフォンに身に覚えのない請求メールが届いた
- ・電話代が安くなるという勧誘に、あいまいな返事したら、知らない会社から契約書が届いた
- ・お試しで行ったエステサロンで脱毛をしたら、高額な契約申し込みをすることに
- ・家の雨どいを火災保険で直せると言われたが本当か?
- ・クリーニングに出した服が変色した・縮んだなど



●相談できないことは?

- ・事業者間の契約・事業者が商売のために結んだ契約・個人間の取引・雇用トラブル
- ・家庭内トラブルなど

●料金はかかりますか?

相談は無料です。個人情報を守られます。

相談受け付け時に住所や年齢などお聞きしますが、統計処理のためです。

相談内容は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど消費者被害の未然防止、拡大防止に大きな役割を果たしています。

納得できないことがあったら、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

☎消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

2020年は清瀬市市制施行50周年

再開されるはるか前、昭和45年ごろの清瀬駅北口の様子です。

右手、タクシーが停まっている側の建物が、駅舎。右端に立つ人の前に新聞スタンドがあります。左手にはバスが2台写っていますが、ここが降車場でした。バスから降りたと思われる人たちが駅に向かって見ると、朝の通勤風景でしょうか。

中央、柵に座った人の奥に、交

番。現在とは違う位置にありました。更に奥の2階建ては西武バス清瀬営業所、その手前左に宇都宮病院。この2つの建物の間を抜ける道が現在のひまわり通りに続いています。

写真の光景は今、ロータリーに変貌しています。北口再開事業の完成は平成7(1995)年。ちなみに、町名整理によって清瀬駅周辺が「元町」になったのは昭和40年のことでした。



新たな『清瀬市史』の編さん事業を行っており、昭和・平成の清瀬の写真を集めています。ご協力ください。~この記事は、今までの収集資料に基づき市史編さん室が担当しています~